



楽しくお得に募集中!! たわらもとヘルスケアプロジェクト

健幸ポイント事業参加者募集中!

活動量計を持って歩いて健康とポイントを獲得!貯まったポイントは地域商品券(最高4,000円)と交換できます。たくさんのご応募お待ちしております。

対象 20歳以上の町民

年会費 2,000円(参加時に1,000円相当の地域商品券を還元!国民年金保険に加入されている人は2,000円が無料)

期間 参加時~令和5年3月末

応募方法

●持参・郵送...下記の応募用紙に必要事項を記入し持参または郵送

提出先

〒636-0392 田原本町 890-1
田原本町長寿介護課 SWC 推進係

●WEB申込...右のQRコードからサイトにアクセスし申込



たわらもとヘルスケアプロジェクト応募用紙 〈健幸ポイント事業〉

3人以上応募する場合は応募用紙をコピーして使用ください。

フリガナ		身長	
氏名		cm	
		性別	
		男・女	
生年月日	年 月 日		
住所	〒636-田原本町		
電話番号	-	-	
選択コース	<input type="checkbox"/> 説明会参加コース <input type="checkbox"/> 事前学習コース		

フリガナ		身長	
氏名		cm	
		性別	
		男・女	
生年月日	年 月 日		
住所	〒636-田原本町		
電話番号	-	-	
選択コース	<input type="checkbox"/> 説明会参加コース <input type="checkbox"/> 事前学習コース		

キリトリ線



申込時にコースを選択してください

事前学習コース (所要時間約 15分)

町ホームページにアクセスして「簡単ガイド」「事業についての動画」「参加手引き」での事前学習と「からだカルテ」アプリの取得をお願いします。

説明会コース (所要時間約 1時間)

動画を見ながらの説明や「からだカルテ」アプリの取得をお手伝いします。

健幸ポイントイベント情報

バーチャルウォーキングラリー開催中

健幸ポイント事業の参加者を対象としたイベントで、参加者専用ポータルサイト「からだカルテ」でバーチャルのハワイ旅行を楽しめます。参加者同士で歩数をランキング形式で競い合うイベントです。

●ハワイ編 (約 313 km)

開催期間 6月6日(月)~7月31日(日)

(総歩数 447,500 歩/一日の歩数の目安 8,000 歩)
※健幸ポイント参加者は申し込み不要。開催期間の初日以降にデータ送信することで自動的にスタートします。

※今後も「マチュピチュ編」などを開催予定です。



健幸ポイントお得情報

鍵ベーカリー・からこカフェ共通割引券 (10% OFF) をプレゼント

火曜日に道の駅レスティ唐古・鍵のリーダーライターで歩数データを送信していただくと、上記の共通割引券をお渡しします。

※有効期限は券お渡し日から1週間です。



川西町・三宅町・田原本町の3町長と天理警察署長による磯城サミットが天理警察署田原本警察庁舎で開催されました。これは犯罪や事故などのない住みよい地域社会をつくることを目的としたものです。

会場では交通安全対策や通学路交通安全プログラムなどについて話し合われました。



野村悦子さんが、消費者庁のベスト消費者サポーター章受章を森町長へ報告しました。これは、消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に顕著な功績のあった個人や団体を表彰するものです。野村さんは町の消費生活相談員として消費者被害の救済・防止に尽力されています。



田原本小学校で不審者への対応訓練が行われました。不審者の侵入が知られると、児童たちは先生の指示に従い教室にバリケードを張りカーテンを閉じて、不審者を取り押さえられるまで静かに待機していました。また、不審者に声をかけられたときの対応の訓練も行われました。

5/26

住みよい地域社会のため 第2回磯城サミット



青垣生涯学習センター弥生の里ホールで「令和4年度田原本町スポーツ少年団入団式」が行われ、133人が入団しました。全団員を代表して田原本東スポーツ少年団の南諭美さん・小西麻央さんが、スポーツで心身の健康を養うとともに、努力や友情を大切にすることなどを力強く誓いました。

4/29

133人が入団 町スポーツ少年団入団式

5/31

消費者支援活動に尽力 野村悦子さん表敬訪問



田原本燃料協同組合から、防災向けLPガス発電機 EU15iGP 一台とその他附属品一式が田原本小学校避難所に寄贈されました。

これは照明や調理に長時間使用できるので、現在避難所に設置しています。今後も災害対策に取り組んでいきます。

5/19

地域防災貢献をこれからも 田原本燃料協同組合から防災発電機寄贈

6/10

身を守るために 田原本小学校で不審者訓練



青垣生涯学習センターでこども食堂たわらもとが開催されました。今回は歯科衛生士を招き「歯のはなし・お口の健康相談」が実施されました。

虫歯になりやすい食べ物や歯の磨き方など、お口や歯に関する話を、参加者はクイズ形式で楽しみながら学んでいました。

5/21

お口や歯の健康を学ぶ 歯のはなし・お口の健康相談

町独自の給付金もあります

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

臨時特別給付金事業実施本部（健康福祉課内／☎ 33-9220）

新型コロナウイルスの影響による困難、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰に直面する住民税非課税世帯に現金を給付します。

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付します。

給付金額 10万円（1世帯あたり）

給付対象

①世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（令和3年度臨時特別給付金の給付を受けた世帯を除く）

対象と思われる世帯に、7月上旬に町から確認書を郵送します。

確認書提出先 令和4年6月1日時点で住民票がある市区町村

提出期限 9月30日(金)

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に収入が減少し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

対象と思われる人は自身で申請していただく必要があります。申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに提出してください。申請書は町ホームページでダウンロードできます。なるべく郵送での申請をお願いします。

申請書提出先 〒636-0392 / 田原本町 890-1 / 臨時特別給付金事業実施本部

申請期限 9月30日(金)

注意

※①②共に、令和3年度臨時特別給付金を受け取られた世帯及び住民税が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

※両方の条件を満たしていても、給付はどちらか一方のみです。

※他の市区町村で既に臨時特別給付金を受け取られている場合は支給対象となりません。

※DV被害者などで、他の市区町村から住民票を

移さずに田原本町に住んでいる人は、田原本町で申請できる場合がありますので、ご相談ください。

※振込通知は送付しませんので、通帳の記帳にてご確認ください（振込スケジュールは町ホームページで確認できます）

※令和3年度臨時特別給付金の支給要件確認書を未提出の人は至急お手続きください。

令和4年度住民税非課税世帯等に対する田原本町臨時特別給付金

住民税非課税世帯等に対して、田原本町独自の施策として1世帯当たり1万円の現金を給付します。

※時期などについては、詳細が決まり次第町ホームページや広報紙などでお知らせします。

給付金額 1万円（1世帯あたり）

給付対象

①令和4年6月1日時点で田原本町に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯を除く）

対象と思われる世帯に町から確認書を郵送します。

②令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の家計急変世帯の給付金を申請される世帯

対象と思われる人は自身で申請していただく必要があります。



町ホームページ
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

支給額の計算式

$(\text{直近の継続した3月間の給与収入合計額} \div \text{就労日数}) \times 2 / 3 \times \text{支給対象となる日数}$

※給与の全額が支払われる期間の支給はありません。給与の一部を受ける場合で、傷病手当金より少ないときは差額を支給します。



◀ ホームページも併せて
ご覧ください

- 支給額** 上記の計算式により算出した金額
- 申請方法** ホームページから申請書をダウンロードするか、電話で申請書の郵送希望をお伝えください。
- 申請書の被保険者用（国保の場合は世帯主用も）・事業主用・医療機関用を保険医療課へ郵送してください。
- 対象者** 国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入期間中で、療養のため仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日から、仕事を休んでいた期間。
- ※適用は令和2年1月1日から令和4年9月30日(金)まで（入院が継続する場合は最長1年6ヵ月まで）

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する人に傷病手当金が支給されます。支給対象期間が令和4年9月30日(金)に延長されました。該当する人は申請をお願いします。

対象者

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の被用者（会社などから給与の支払いを受けている人）のうち、新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われる人。

支給対象期間

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入期間中で、療養のため仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日から、仕事を休んでいた期間。

新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金支給対象期間の延長

支給対象期間が令和4年9月30日(金)まで延長
保険医療課国保医療係 ☎ 34・2097
福祉・高齢医療係 ☎ 34・2095 / 34・2096

物価上昇などへ対応した助成をスタート！

補正予算で行う各種支援策

企画財政課財政係 ☎ 34-2072

水道料金基本料金の免除（9・10月分または10・11月分）

対象 町内全世帯

額 1世帯あたり1,320円（660円〈税込〉×2ヵ月）

小・中学校の児童・生徒の給食費の免除（9・10月分）

対象 町内の小・中学校に子どもを通わせている世帯

額 小学生1人あたり11,000円※学校により変動

中学生1人あたり10,395円※学校により変動

低所得子育て世帯への給付金の町独自の上乗せ支給

対象

●令和4年4月分の児童手当もしくは特別児童扶養手当を受給しており、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯または児童扶養手当を受給している世帯

●上記の他、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（高校生を養育する世帯など）

●上記の他、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降、申請日の属する月までの収入が減少し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

額 児童1人あたり3万円

令和4年度住民税非課税世帯及び家計急変世帯へ町独自の給付

※詳細は左ページをご確認ください

田原本町独自のきめ細やかな支援

▶社会福祉協議会への委託（困窮者世帯などへのフードレスキュー、見守り事業）

米や食料品、日用品などを必要に応じて提供します。※可能な限り事前に下記までご連絡ください。

※詳細は町社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

対象 町内在住のひとり親世帯（原則18歳以下の児童を育てている人）など

園 町社会福祉協議会 ☎ 34-2118 / ☎ 34-7305

▶濃厚接触などで保育園を休まざるを得なくなった園児の保育料免除

休んだ日数に応じて日割りで保育料を免除します。

▶濃厚接触などで小・中学校を休まざるを得なくなった児童・生徒の給食費免除

休んだ日数に応じて日割りで給食費を免除します。

▶給食食材高騰分補助
食材高騰分を給食費に転嫁せず、従来のままのものとして。

※新型コロナウイルス感染症による影響により、本紙に掲載されている情報が変更になる可能性があります。

最新の情報については、担当課へ問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。

令和4年度の保険税率などの一部改定

税率および賦課限度額※（）内は変更前	
医療保険分	所得割率…7.6% (7.3%) 賦課限度額…64万円(63万円)
後期高齢者 支援金分	所得割率…2.5% (2.4%) 賦課限度額…20万円(19万円)
介護納付金分	所得割率…2.9% (2.5%)

※未就学児（当該年度末時点で0～6歳の被保険者）は均等割の5割を軽減します。

●普通徴収納期限

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	令和5年 1月31日	令和5年 2月28日

●特別徴収納期限

仮徴収			本徴収		
1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	令和5年2月

※特別徴収の人は、2月の国保税額と同じ金額を翌年度の4・6・8月の年金から特別徴収（仮徴収）します。

年度途中で75歳の誕生日を迎える人へ

75歳になると国保から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。国保税は誕生日月の前月分までで（※）、誕生日月からは、後期高齢者医療保険料を納めていただきます。

※国保世帯主が75歳で後期高齢者医療制度に移っても、国保世帯員がいる場合は世帯員の国保税を世帯主が引き続き納めることとなります。

年金天引きされている人のうち年度途中で75歳になる世帯は、今年度は年金天引きされませんので、ご注意ください。

所得の申告はお済みですか？

国保の納税義務者である世帯主と被保険者全員の前年の所得が必要です。

所得は下記の算定などに使われます。

- 国保税の算定
- 国保税の低所得世帯に対する軽減
- 高額療養費の区分などの判定

所得が不明な人に「国民健康保険税申告書」を送付していますので、提出がまだの人は必ず保険医療課国保医療係へ提出してください。

7月に国民健康保険（国保）納税義務者に納税通知書を送付します。国保税は、普通徴収（納付書または口座振替）か特別徴収（年金からの天引き）で納めることになります。※詳細は、国民健康保険税納税通知書に同封の「国民健康保険税の納付方法について」をご覧ください。

7月に納税通知書を送付します

国民健康保険のお知らせ
納税通知書の送付・認定証などの更新

保険医療課国保医療係 ☎ 34・2097

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は8月更新

上記の認定証は毎年8月に所得に応じて区分を判定するため、有効期限が7月31日となっています。8月以降も認定証が必要な場合は、7月19日(火)以降更新にお越しください。郵送での申請を希望される場合はお電話ください。

※70歳以上75歳未満の人は認定証が不要な場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費が高額になりそうとき、事前に医療機関で認定証を提示することで、支払いを自己負担限度額までにすることができます。

高齢受給者証の定期更新

70歳以上75歳未満の国保被保険者がお使いの高齢受給者証は、毎年8月に定期更新となります。8月以降の受給者証を7月下旬に送付しますので、医療機関にかかる際は被保険者証とともに必ず提示してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した人に対する臨時特例

新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した人は、令和2年2月以降で所得が減少した任意の月の所得を12ヵ月分に換算した額をもとに、免除・納付猶予、学生納付特例の申請ができる臨時特例があります。

臨時特例の対象期間については、日本年金機構ホームページをご覧ください。



日本年金機構
新型コロナウイルス感染症関連情報

免除制度などの一覧

年金保険料免除制度

所得に応じて「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の免除制度があります。

審査要件

申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得などが定められた基準以下であること。（全額免除以外の免除が承認された期間は、一部納付保険料額を納めないと未納期間扱いとなります）

納付猶予制度

50歳未満の人が利用できる制度で、世帯主の所得審査を必要としないため、審査基準が緩やかです。

審査要件

申請者本人、申請者の配偶者の前年の所得などが定められた基準以下であること。

学生納付特例制度

審査要件

申請者本人が学生であり、前年の所得などが定められた基準以下であること。

対象となる学校

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校など。

※各種学校の学生は、修業年限が1年以上で、都道府県の認可を受けている学校が対象。

産前産後期間の免除制度があります。

国民年金保険料の納付が困難なときは、申請により納付が免除・猶予される制度があります。申請が遅れると障害基礎年金などが受けられない場合があるためお早めに手続きしてください。

また、失業した人は離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、退職を考慮して免除区分が審査される特例もあります。

7月から受付開始
令和4年7月～令和5年6月分の年金保険料免除・納付猶予制度
※年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例は、申請時点から2年1ヵ月前までさかのぼって申請が可能です。

※学生は年金保険料免除・納付猶予制度の対象外です。学生納付特例制度をご利用ください。

年金保険料免除・納付猶予制度があります
国民年金保険料の納付が困難な人は
申請を

桜井年金事務所 ☎ 42・0033
総合窓口課 戸籍住民・年金相談係 ☎ 34・2087

マイナポータルから
国民年金手続の電子申請ができます

マイナポータルを利用して、国民年金への加入（資格取得・種別変更）の届出、国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例の申請の電子申請ができます。

なお、マイナポータルの利用には、マイナンバーカードが必要ですので、ご注意ください。詳しい手続きについては、日本年金機構ホームページをご覧ください。

メリット

- 24時間365日申請ができます
- スマートフォンから申請できます
- 処理状況や審査結果を確認できます



日本年金機構
個人の方の電子申請（国民年金）

※新型コロナウイルス感染症による影響により、本紙に掲載されている情報が変更になる可能性があります。最新の情報については、担当課へお問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。

○ 保険税が減額される要件

世帯の主たる生計維持者（国保の世帯主）について次の①～③すべてに該当すること。

- ① 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ② 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- ③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

○ 減免額の算出方法

保険税減免額 = $\frac{\text{対象保険税額 (ア)}}{\text{減額または免除の割合 (イ)}}$

(ア) 対象保険税額を算出

対象保険税額 = $A \times B \div C$

- A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B：世帯の主たる生計維持者（国保の世帯主）の減少が見込まれる事業収入などの前年の所得額
- C：世帯の主たる生計維持者（国保の世帯主）と被保険者全員の前年の合計所得金額

(イ) 減免または免除の割合を確認

前年の合計所得金額	対象保険税に対する減額または免除の割合
300万円以下	全額
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

※世帯の主たる生計維持者（国保の世帯主）の事業などの廃止や失業の場合は、対象保険税の全額を免除。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯は、国民健康保険税が減額または免除される場合があります。

対象世帯と減免割合

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（国保の世帯主）が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

減免割合 保険税を全額免除

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（国保の世帯主）の収入減少が見込まれる世帯（左記の要件を満たす世帯）

減免割合 左記の計算式で算出した減免額

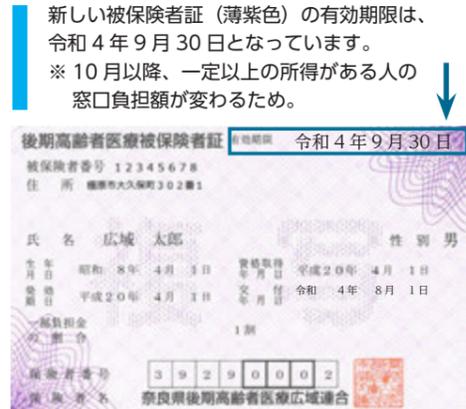
対象となる保険税

令和3年度及び令和4年度分のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

申請に必要な書類などの詳細については保険医療課国保医療係までお問い合わせください。

国民健康保険のお知らせ 新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した世帯の保険税の減免

保険医療課国保医療係 ☎ 34・2097



新しい被保険者証（薄紫色）の有効期限は、令和4年9月30日となっています。
※10月以降、一定以上の所得がある人の窓口負担額が変わるため。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和4年9月30日

氏名 広城 太郎 性別 男

生年月日 昭和63年4月1日 資格取得日 平成29年4月1日

発給日 平成29年4月1日 交付日 令和4年8月1日

保険料納付 1割

39290002

奈良県後期高齢者医療広域連合

現在使用されている被保険者証の有効期限は7月31日です。7月下旬に8月1日以降使用できる被保険者証を送付します。

8月1日以降は新しい被保険者証をご使用ください。

被保険者証は簡易書留で7月下旬に送付

受取時には、受領印が必要です。不在の場合は「郵便物等お預かり

7月に令和4年度の保険料を決定し、納入通知書を送付します。保険料は、特別徴収（年金からの天引き）または、普通徴収（納付書または口座振替で納付）で納めます。年度途中で納め方が変わる人もいますので、納入通知書に記載している納付方法を必ず確認してください。

また、納付書で納める場合は便利で納め忘れない口座振替がお勧めです。納期内納付にご協力をお願いします。

8月1日以降、保険医療課の窓口へ返却するか、ハサミを入れるなどして本人で確実に処分してください。

令和4年度の保険料を決定

有効期限を過ぎた被保険者証は…

のお知らせ」が配達されますので、お知らせに記載されている方法でお受け取りください。

後期高齢者医療制度 被保険者証を7月下旬に送付します

後期高齢者医療広域連合 ☎ 29・8430
保険医療課福祉・高齢医療係 ☎ 34・2095 / ☎ 34・2096

1. 基礎控除額が変更されます

令和3年度まで

1人当たり保険料 最高64万円（年額）	=	均等割額 48,100円	+	所得割額 (総所得金額等 - 43万円) × 9.41% (所得割率)
------------------------	---	-----------------	---	--

令和4・5年度

1人当たり保険料 最高66万円（年額）	=	均等割額 50,500円	+	所得割額 (総所得金額等 - 43万円) × 9.93% (所得割率)
------------------------	---	-----------------	---	--

2. 均等割額の軽減措置にかかる所得判定基準が見直されます

軽減割合	同一世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額などの合計額
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割	43万円 + 28.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割	43万円 + 52万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

「一票の力を活かせ 投票で」 参議院議員通常選挙

選挙管理委員会事務局 ☎ 34-2106

■ 投票日

日時 **7月10日(日)** 午前7時～午後8時

投票日に仕事・旅行・レジャーなどで投票できない人は期日前投票か不在者投票ができます。

■ 期日前投票

日時 **7月9日(土)まで**
午前8時30分～午後8時

場所 **町民ホール（町役場西側）**

※7月9日(土)のみ、青垣生涯学習センター1階視聴覚室でも期日前投票ができます。

※新型コロナウイルス感染症による影響により、本紙に掲載されている情報が変更になる可能性があります。最新の情報については、担当課へ問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。

環境学習 in 川上村 川上村への森林環境学習に 参加しませんか

環境未来推進課 ☎ 33・1660

森林環境譲与税を活用し、小学生と保護者を対象とした川上村での環境学習を実施します。
本町にゆかりがある水や森林環境について楽しく学ぶことができ、夏休みの自由研究にもびつたり！ぜひご参加ください。
日時 7月26日(火) (集合：午前8時45分 / 帰着予定：午後5時 / 小雨決行)
※予備日：8月9日(火)
集合場所 町社会福祉協議会駐車場
対象 町内在住の小学生児童と保護者(児童1人につき保護者1人まで)
※児童のみの参加は不可



田原本町と川上村は「川上村との森林整備等の実施に関する連携協定」を締結しています

この協定は、飲料用水や農業用水を通じ深い関係を有する川上村所有の森林の一部を本町が整備し、その森林を活用した事業を実施することに関して締結したものです。カーボンオフセット事業(日々の生活で排出される二酸化炭素を、森林による吸収で相殺させる)による脱炭素社会の構築や住民の森林環境に関する理解を深めることにより、持続的な循環社会を構築することを目的としています。

※実施日と予備日の両日参加可能
人のみ
定員 40人(先着順)
※マイクroバス2台に分乗
主な内容 間伐見学、昆虫観察、森と水の源流館見学など
※天候などにより、内容の一部を変更する場合があります。
参加費 無料(昼食は各自持参)
申込 7月11日(月)～21日(木)の平日に環境未来推進課(☎ 33・1660)へ電話または直接。
※動きやすい服装・靴で参加してください。

辻井いつ子講演会 子どもの才能の見つけ方、伸ばし方

町青少年健全育成推進協議会事務局(生涯教育課) ☎ 32・6193



講師 辻井いつ子 さん

ピアニスト辻井伸行さんの音楽の才能を引き出した経験を生かし、子どもの才能をいかに見つけて伸ばすかについてお話しいただきます。
日時 8月20日(土) (開場：午後1時30分 / 開演：午後2時)
場所 青垣生涯学習センター
弥生の里ホール
入場料 無料
申込 7月26日(火)までに申込フォーム(下記QRコード)か往復ハガキで。申込多数の場合は抽選。抽選結果を8月2日(火)までにお知らせします。
※1件の応募につき2人まで。人数の記載がない場合は1人としてします。
※重複申し込みは1件のみ有効。
※託児室を用意しています。利用を希望する人は、お子さんの人数・年齢を申込時に記載してください。

申込フォーム

ハガキ記入要領

往信表

返信表

返信表

往信裏

往信裏

①郵便番号
②住所
③名前
④電話番号
⑤希望人数(2人まで)
※託児室ご利用の人はお子さんの人数・年齢

※ここは白紙、抽選結果を記載して返送します。

ご自身の郵便番号
住所
名前

親子で夏の星空を楽しみませんか 親と子で星をみる会

町青少年健全育成推進協議会事務局(生涯教育課) ☎ 32-6193

星に詳しい先生が天体望遠鏡を使って、わかりやすく指導します。(参加無料)
日時 8月6日(土)午後7時～8時45分
場所 道の駅レスティ 唐古・鍵(講義) 唐古・鍵遺跡史跡公園(星の観察)
対象 町内の小学4～6年生とその保護者
※必ず保護者同伴のこと(対象学年以外の弟、妹の同伴は可)
定員 親子10組(申込多数の場合は抽選)
申込 7月12日(火)(必着)までに電話か入力フォームで生涯教育課(☎ 32-6193)へ。入力フォームはQRコードを読み込んでください。
※天候不良のときは、内容を変更して実施します。



自然の中で過ごしてみませんか 小学生曾爾体験学習

町青少年健全育成推進協議会事務局(生涯教育課) ☎ 32-6193

町子ども会シニアリーダーの指導のもと、大自然の中でハイキングやレクリエーションをします。
日程 8月2日(火)
場所 国立曾爾青少年自然の家
対象 町内在住・在学の小学5・6年生
定員 40人(申込多数の場合は抽選。抽選結果は7月20日(火)ごろにハガキでお知らせします)
費用 500円
申込 7月13日(水)までに電話か入力フォームで生涯教育課(☎ 32-6193)へ。入力フォームはQRコードを読み込んでください。



田原本町総合型地域スポーツクラブ 夏のテニス短期教室

NPO法人青垣すまいるクラブ(中央体育館内) ☎ 33-5882

日程 8月2日(火)・3日(水)・4日(木)
(時間や対象などは下表を参照)
場所 中央体育館テニスコート
保険代 500円
申込 7月11日(月)からユニークスタイル(☎ 0745-52-2544)へ電話で。
※①②は硬式テニス、③はソフトテニスです。



	時間	対象	定員(先着順)
①	午前9時～10時	年長～小学2年生	8人
②	午前10時15分～11時15分	小学3～5年生	8人
③	午前11時30分～午後0時30分	小学6年～中学1年生	8人

いっしょにたべようよ こども食堂たわらもと

主催：日赤こども食堂応援団

町内の小学生の居場所づくりを目的に「こども食堂たわらもと」を開催しています。

参加無料



日時 8月27日(土) 正午～午後1時30分

場所 青垣生涯学習センター2階 調理室

対象 幼稚園児と小学生(幼稚園児と田原本小学校区以外の児童は保護者の送迎が必要)
定員 約30人

開・申込 8月8日(月)までにNPO法人子育てすこやかサークル(☎ 35-3835)へ。詳細はQRコードを読み取ってください。



※メニューは未定。(アレルギーの対応はしません)

マイナンバーカードなどの手続きを

マイナンバーカードなど受付時間の延長と休日開庁

受付時間の延長

7月6日(水)・20日(水)、8月10日(水)
午後7時まで(交付の受付は午後6時30分まで)

休日開庁

7月10日(日) 午前10時～午後4時

業務内容

- ①～③以外の業務は行いません。窓口の混雑状況によっては、お時間をいただくことがあります。
- ①マイナンバーカード交付窓口…マイナンバーカードの交付・申請、電子証明書更新
- ②マイナポイント支援窓口…マイナポイント予約・申込
- ③保険証利用登録支援窓口

マイナンバーカード用の顔写真を無料で撮影しています。

窓口での印鑑登録証明書の取得

窓口で印鑑証明書を取得するには「印鑑登録証」か「住民カード」の提示が必要です。忘れずに持参してください。なお、利用者証明用電子証明書が登録されたマイナンバーカードで、印鑑証明書と住民票を取得できます。

マイナポイント第2弾

対象

- ①マイナンバーカードを取得し、2万円までのチャージか買い物をした人(利用額の25%／最大5,000円分)
 - ②健康保険証利用申込みをした人(7,500円分)
 - ③公金受取口座登録をした人(7,500円分)
- ※②③は6月30日(木)から申込開始

事前準備

- マイナンバーカードの取得
- 利用者証明用電子証明書の更新(証明書有効期限<5年)が経過している人)
- 利用している対応決済サービスの決済サービスID及びセキュリティコードの確認
- 健康保険証利用申込み(②に申し込む人)
- 公金受取口座の登録(③に申し込む人)

問い合わせ

- マイナンバーカード交付窓口…総合窓口課 ☎ 34-2087
- マイナポイント支援窓口…総務課 ICT 推進室 ICT 推進係 ☎ 34-2073
- 保険証利用登録支援窓口…保険医療課 ☎ 34-2097

コンビニ交付サービスをご利用ください

コンビニ交付サービスとは、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機(キオスク端末)から証明書を取得できるサービスです。

サービスが利用できる店舗

セブン-イレブン、ローソン
ファミリーマート、ミニストップ

取得できる証明書

- ・住民票の写し…300円
- ・印鑑登録証明書…300円

利用可能時間

午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日とシステムメンテナンス日を除く)

※証明書の取得には、利用者証明用電子証明書(4桁の暗証番号)の登録があるマイナンバーカードが必要です。

※印鑑登録証・住民カードでは、コンビニ交付を利用できません。

ポイントの申込方法

- スマートフォンやパソコンでの申込

総務省のホームページを確認し申し込んでください。

- 手続スポットでの申込

町の窓口や郵便局、コンビニなどの手続スポットで申し込めます。

申込に必要なもの

- マイナンバーカード
 - 利用者証明用電子証明書(4桁の暗証番号)
 - ポイント受取に使用する決済サービスの決済サービスID
- ※総務省ホームページを参照し、余裕をもって準備してください



7月の検針地域

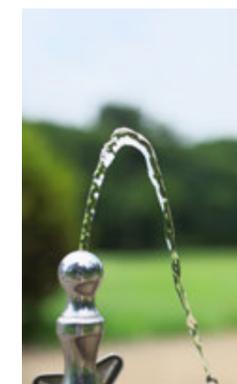
奇数月前半	奇数月後半
郭内、八幡町、根太口、三輪町、味間町、材木町、堺町、南町、新地、大門東、大門中、大門西、祇園町、市町、本町、茶町、戎通、殿町、幸町、室町、小室、小室東、魚町、旭町、九品寺、九品寺柿木原、柳町、島の町、新町、※保津(2)、三笠、南三笠、官公庁	西井上、東井上、平田、伊与戸、笠形、蔵堂、為川南方、為川北方、金沢、八田、唐古、西代、鍵、西鍵、小阪、味間、宮古、南八尾、西八尾、富本、西新町、金剛寺、松本、西竹田、十六面、※保津(1)

※保津地域について、広範囲に検針箇所があるため、奇数月内で前半と後半に分けています。ご了承ください。

検針時期・口座振替日・納付書の納期限

	検針時期	口座振替日	納付書の納期限
偶数月前半・奇数月前半に検針がある地域	検針月10日前後	毎月当月28日	毎月翌月14日
偶数月後半・奇数月後半に検針がある地域	検針月20日前後	毎月翌月10日	毎月翌月27日
備考	検針作業状況により前後する可能性があります。	金融機関が休業の場合は翌営業日。	納期限が過ぎた納付書は使えませんので、企業団へご相談ください。

納付書の支払い方法
コンビニエンスストアか、取扱金融機関の窓口にてお支払いください。
取扱金融機関 南都銀行・奈良中央信用金庫・奈良県農業協同組合・りそな銀行・大和信用金庫・ゆうちょ銀行



磯城郡水道企業団事務局 ☎ 32・2516

重要事項を再度お知らせします 磯城郡水道企業団からのお知らせ

犯罪や非行のない明るい社会のため

第72回 社会を明るくする運動

健康福祉課社会福祉係 ☎ 34-2098

健やかな青少年を育む三宅の集い

日時 8月2日(火)午後1時30分～

場所 三宅町立文化ホール

- 踊り…「愛をみんなで」(磯城地区更生保護女性会)
- 作文発表…前年度作文コンテスト作品
- 保護司の活動紹介

保護司による
電話相談

ひまわりテレホン
☎ 0742-20-6000

いじめ、非行、友達関係などに関する相談に応じます。一人で悩まずにお電話ください。

相談日時 月～土曜日(祝日、年末年始を除く)
午後1時～4時

手続きが簡単になります

申請書などへの押印の見直し

総務課法務文書係 ☎ 34-2114

行政手続きを簡素化し、町民や事業者の負担軽減と利便性の向上を図るため、町に提出いただく申請書などの一部について押印の義務付けを廃止します。

押印の義務付けの廃止を見送った申請書などについても、廃止に向けた検討を継続します。

また、この見直しは押印を拒む趣旨ではありませんので、従来どおり押印されている文書についても受け付けいたします。詳細は、申請書などの所管部署にお問い合わせください。

押印を廃止する書類の例

- 乳幼児医療費受給資格証・子ども医療費受給資格証 交付申請書
- 田原本町福祉タクシー利用券交付申請書
- 田原本町一時預かり事業利用申請書
- 道の駅レスティ唐古・鍵占用利用許可申請書
- 各種補助金・助成金交付申請書 など